

令和9・10・11年度 天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業
募集要項(公募型プロポーザル)

1 事業名称

天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業

2 事業目的

本事業は、公共施設において小・中学生を対象に塾等による課外授業を実施し、天王寺区内の小・中学生の基礎学力の向上及び教育環境の充実を図ることを目的とする。

3 事業内容

本事業は、無償(光熱水費を含む)で提供された天王寺区内の公共施設において、当区在住の小学生(5・6年生)及び中学生全学年を対象に、学校の授業内容の補習等、学習進度に応じた個別指導を実施するものである。運営その他の経費は、事業者が受講生から徴収する授業料により賄うものとする。

本事業の具体的な事業内容については、別紙1「協定書」及び別紙2「協定細則」を参照すること。

なお、協定書及び協定細則は基本的な事業内容を示すものであり、協定の締結にあたっては、公募型プロポーザルによる提案を踏まえて内容を追加・変更する場合がある。

また、事業予定者となった後に追加・変更する事業内容については、当区役所と協議のうえ定めるものとする。

4 事業期間

令和9年4月1日(予定)から令和12年3月31日まで

5 費用(予定価格)

無償とする。

ただし、受講生募集チラシ作成に係る印刷経費は、当区役所が負担するものとする。

※ 本案件に関する予算は、現在、令和9年度大阪市一般会計予算の編成段階であり、大阪市の会において本案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案に基づく業務は行わないものとする。なお、これに伴い、公募型プロポーザル参加者又は事業予定者に損害が生じた場合であっても、当区役所は当該損害を一切負担しないものとする。

協定の締結は、令和9年度大阪市予算が発効したときとする。本事業の協定は複数年にわたるため、令和10年度及び令和11年度の協定は、各年度予算について市会の議決がなされ、当該予算年度の執行が可能となった時点で効力を生じるものとする。

6 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近2か年において、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)、固定資産税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。また、特定の公職者または政党を推

薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。

(4) 参加申請書の提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(5)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

- ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。代表者が企画提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は認めない。
- ③ 構成員すべての事業者が上記(1)から(5)の基準をすべて満たしていること。
- ④ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ⑤ 参加申請時に共同事業体協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、共同事業体協定書には、構成員の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
- ⑥ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- ⑦ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

7 スケジュール

・公募開始	令和 8年 8月 26日(水)
・質問受付期限	令和 8年 9月 1日(火)午後5時まで
・質問に対する回答	令和 8年 9月 4日(金)(予定)
・参加申請書の提出期限	令和 8年 9月 11日(金)午後5時まで
・参加資格審査結果通知	令和 8年 9月 16日(水)
・企画提案書の提出期間	令和 8年 9月 30日(水)～令和8年 10月 7日(水)
・企画提案会	令和 8年 10月 13日(火)
・選定結果の通知	令和 8年 10月 14日(水)
・協定締結・事業開始	令和 9年 4月 1日(木)(予定)
・事業完了	令和 12年 3月 31日(日)

8 応募手続き等に関する事項

(1) 募集・企画提案を求める事項に関する質問・回答

- ① 受付期間:令和8年9月1日(火)午後5時まで(必着)
- ② 質問方法:質問票(様式1)に記載し、下記 13「提出先、問合せ先」まで提出すること。電子メール、FAX による提出とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。
※電子メールによる提出の場合は、「件名」に「【質問:天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

③ 回 答 日:令和8年9月4日(金)午後2時(予定)

④ 回答方法:質問があった場合は、当区ホームページに回答を掲載予定

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

① 提出期限:令和8年9月11日(金)午後5時まで(必着)

② 提出書類:

【単独法人等】

ア 公募型プロポーザル参加申請書(単独法人等用)(様式2-1)

イ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式3)

ウ 法人の概要(様式4)

エ 役員名簿

オ 定款の写し

カ 事業概要(直近1ヵ年分の貸借対照表、収支計算書、事業報告書)

キ 使用印鑑届(様式5)

ク 印鑑証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:原本】

ケ 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、規約等)

【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

コ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)並びに

固定資産税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

サ 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))

【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

※コ及びサは、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※カ～サは、令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

ア 公募型プロポーザル参加申請書(共同事業体用)(様式2-2)

イ 共同事業体届出書兼委任状(様式6)

ウ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式3)

エ 法人の概要(様式4)

オ 役員名簿

カ 定款の写し

キ 事業概要(直近1ヵ年分の貸借対照表、収支計算書、事業報告書)

ク 使用印鑑届(様式5)※代表構成員のみ

ケ 印鑑証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:原本】※代表構成員のみ

コ 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、規約等)

【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】

- サ 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに
固定資産税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した
理由書（様式自由）
- シ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））
【申請時点で発行から3カ月以内のもの:写し可】
- ス 共同事業体協定書（写し）
（構成員の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること）
- ※ウ〜キ及びコ〜シは、構成員となるすべての事業者について提出すること。
※サ及びシは、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※キ〜シは、令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できる
ものとする（様式6に承認番号を記載すること）。

- ③ 提出方法:下記 13「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。
- ④ そ の 他:申込書類の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とする。
- ⑤ 参加資格審査結果通知:すべての参加申請者に対し、令和8年9月 16 日（水）（予定）に通知する。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書として、事業者名を記した正本（1部）と、事業者名及び事業者名を類推できる表現・ロゴ等を外した副本（6部）を作成し提出すること。

副本においては、業務実績についても事業者名がわかるような表現を行わないこととする。

なお、必要に応じ担当者へのヒアリングを企画提案会前に行うことがある。

- ① 提出書類:企画提案書
- ② 提出期間:令和8年9月 30 日（水）～令和8年 10 月7日（水）（必着）まで。
- ③ 受付時間:午前9時から午後5時まで。（土日を除く）
- ④ 提 出 先:下記 13「提出先、問合せ先」まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

(4) 企画提案会（プレゼンテーション）

指定された日時に開催する企画提案会において、提出した企画案に基づき提案を行うこと。なお、企画提案会を欠席した場合は、選定から除外する。

- ① 開催日時:令和8年 10 月 13 日（火）午前9時から午後0時までで指定した時間
- ② 開催場所:大阪市天王寺区役所内 会議室
（大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号）
- ③ 時 間 等:事業者別、1事業者 30 分程度（事業者からの提案後に質疑応答）

9 企画提案を求める事項及び選定手続き等について

(1) 企画提案を求める事項（別紙3「企画提案書 記載要領」参照）

- ① 本事業を実施するにあたっての基本的な考え方

②基本的な考え方を実現するための具体的な方策

- ア 授業内容
- イ 実施スケジュール

③事業実施体制

- ア 実施体制
- イ 個人情報の保護及び管理
- ウ 安全管理及び緊急時の対応

④同種・類似事業の取組実績等

- ア 同種・類似事業の取組実績（当区で実施した事業は除く）
- イ 専門性・得意とする分野、並びにその活用及び効果

⑤収支計画

(2) 選定方法

別に定める選定会議において、企画提案の書類審査及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行い、最も優れた者を事業予定者として選定する。

(3) 選定基準（配点）

①本事業を実施するにあたっての基本的な考え方（15 点）

- ・事業目的・内容を理解し、かつ事業の目的を達成する効果的な提案になっているか

②基本的な考え方を実現するための具体的な方策（50 点）

- ア 授業内容
 - ・授業内容、教材の選定、講師及び授業の体制、宿題等授業以外での学習指導
- イ 実施スケジュール
 - ・授業時間、年間スケジュール

③事業実施体制（20 点）

- ・提案内容を確実に遂行できる実施体制、支援体制となっているか

④同種・類似事業の取組実績等（5点）

- ・本事業の推進に資する同種・類似の取組実績を有するか
- ・専門性・得意とする分野、並びにその活用及び効果が本事業の実施に資するものか

⑤収支計画（10 点）

- ・事業を実施できる妥当な収支計画となっているか

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和8年 10 月 14 日（水）に通知書を発送するとともに、当区ホームページに掲載する。

10 選定後の手続き

(1) 協定の締結

選定会議において選定された事業予定者は、企画提案書に基づき当区役所と詳細内容について協議を行い、正式な協定書及び協定細則を決定のうえ、協定を締結するものとする。なお、協定の締結は、令和 9 年度大阪市予算の成立後とする。

(2) 失格要件

事業予定者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果にかかわらず、既に決定した

事項を取り消し、失格とする。

①提出された企画提案書が次の要件の一つに該当する場合

- ・応募資格のない者が提案した提案書
- ・この要項に定める提出方法、期限に適合しない提案書
- ・虚偽の内容が記載されている提案書
- ・他者の著作権を侵害する提案書

②協定締結前に本市において指名停止となった場合

③参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合

(3) その他

事業予定者は、当区役所との調整を経たうえで受講生募集チラシデータを作成し、令和8年 12月 18日(金)までに当区役所へ提出すること。

11 次順位の繰り上げ

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が事業予定者に繰り上がるものとする。

12 その他

- (1) 企画提案書、協定締結手続きにかかる費用については、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査・事業者選定用以外に、参加者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5) 提出期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は、無効とする。

13 提出先、問合せ先

大阪市天王寺区役所市民協働課(教育文化) 区役所3階 33 番窓口

住所:〒543-8501

大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

電話:06-6774-9743 FAX:06-6774-9692

電子メール:ti0017@city.osaka.lg.jp

※受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時 15 分~午後1時を除く。